

道路特定財源関連法案の再可決に関する知事コメント

このたび、失効していた道路特定財源関連法案が再可決され、県政を預かるものとして一安心している。

しかしながら、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の改正案は未だ成立していないため、「地方道路整備臨時交付金」制度が失効しており、県道や市町村道の大部分の事業が実施できない状態となっている。

道路整備の著しく立ち遅れた本県にとって、今後も地方に真に必要な道路整備を着実に進めていくため、当法案の再可決により、地方道路整備臨時交付金制度の継続と、地方の財政状況に応じた交付率の引き上げなどの制度拡充が図られるよう、引き続き国に強く訴えていく。

また、この一ヶ月間の暫定税率の失効に伴う財政的影響は大きいため、この歳入欠陥に対する特別な財源措置等についても国に強く求めていく。

担当：道路政策課 野尻、^{なかいえ}中家
073 - 441 - 3116